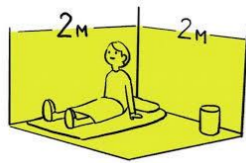


コロナ禍での 避難所収容人数は？

前号で、吉川市の水害時の指定避難所は全17カ所、最大収容人数は9,867人とお伝えしました。しかし今現在の避難所は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながらの避難が求められています。この状況での収容可能人数は何人



になるのか、確認しました。なんと1,800人に過ぎません。72,000人の吉川市の人口に対して、避難所は全く

足りない状況です。

国はホテルや旅館などを避難所として活用することを求めています。吉川市にはそういう施設もありません。私は、マンションや工業・商業施設を避難所として利用させていただくよう協定を結ぶべきだと考えています。

今回の補正予算では、災害用備品として避難所の間仕切り等購入費用として1,156万6,000円が計上されました。勿論必要な経費だと思います。



生活相談

いつでも、どんなことでも、
気軽にお電話ください。

983-7140



演劇事業、今年も実施？

5月号の『広報よしかわ』を見て、驚いた方は多いのではないのでしょうか。第4回演劇プロジェクトの募集と同時に、今年度の公演会の詳細が発表されていました。



「コロナ禍の下で市民生活が困窮し、また多くの団体が今年度の活動の中止を決定する中で、演劇を実施することに違和感を覚える」など、多くの声が寄せられました。ただ一方で、演劇が人を励ます側面があることは否定しません。6月議会一般質問で、市の考えを問いました。

市の答弁は、「感染者数の推移や国の動きなどを注視しながら、参加者の安全を最優先として、中止を含めて検討している」とのことでした。しかし検討すべき課題は参加者の安全だけでなく、市のお金の使い方ではないのでしょうか。市民生活が困窮し、三密を避ける暮らしのあり方が問われる今、本当に実施しなければならない事業なのかどうかを検討すべきだと考えます。

きよみの暮らし

コロナ禍の下で、最も進んだことのひとつがICTの活用ではないでしょうか。テレワークに始まり、オンラインでの授業・会議・イベント。飲み会までがオンライン化されました(笑)

オンラインイベントに参加してみましたが、感染リスクがないだけでなく、会場への往復に時間が取られず気軽に参加することができ、意外な良さを発見しました。

一方で、オンラインでは知らない誰かと会場で偶然に出会い、意気投合し、会話する中で新たな学びを得るような、そんな出会いは難しそうに感じます。

これから教育現場などあらゆる場面で、オンライン化が更に進むと予想されます。それは悪いことではありません。が同時に、人と人との結びつきが大切にされる社会をどのように維持し、創り上げていくのか。新たな課題が提起されたと感じます。



雪田きよみ

つわぶき便り

日本共産党吉川市議会議員
雪田 きよみ
住所：吉川市きよみ野3-23-1
電話：983-7140
e-mail:kiyomi.snow@mbr.nifty.com
URL:kiyomiyukita.com

第二波第三波に備え、PCR検査センターの充実と発熱外来の併設を



吉川松伏医師会のご尽力のもと、5月22日からウォーキングスルー方式のPCR検査センターが設置されました。

センターは毎週火曜・金曜の週二回(午後1時半~2時半)吉川松伏医師会の医療機関(かかりつけ医)を受診し、医師が「検査が必要」と判断した方に検査を実施しています。検査費用は無料です。

センターの稼働状況について、質問しました。6月9日の時点で16名の検査を行ったとのことでした。

センターへの移動手段は？



検査センターへの来場は自家用車に限定されています。自家用車のない方々から、センターまでどうやって行けば良いのかと、不安の声が寄せられています。市の見解を問いました。

市の答弁は「自家用車での来場が困難な方については、かかりつけ医から保健所に相談している」というものでした。では、草加保健所ではどのように対応されるのか、草加保健所に問い合わせました。

草加保健所では、かかりつけ医からそのような相談があった場合には、最寄りのPCR検査実施医療機関を紹介しているとのことでした。交通手段については関知していないとのことでした。

「車はない」「症状はある」「検査が必要」な人はどうしたら良いのでしょうか？一般のタクシーや公共交通機関を使って検査を受けに行くのでしょうか。それは感染リスクをいわずらに広げてしまうのではないのでしょうか。市はタクシー会社と契約を結ぶなど、何らかの対応をとるべきと考えます。

発熱外来設置への考えは？

第二波・第三波来が予測されています。検査センターは状況によって検査日数や可能検査件数を増やすなど、柔軟な対応が可能なかを問いました。



「必要に応じて吉川松伏医師会と協議を行っていく」と、市は答弁しました。発熱外来併設についての、市の見解を問いました。市の答弁は、「(検査センターが)発熱患者の受診体制の構築に資している」というものでした。

しかし、発熱外来の設置は発熱患者の受診を保障することだけが目的ではありません。医療従事者の二次感染を防ぎ、コロナ感染者だけでなく医療を必要とする全ての人が安心して受診することができる環境を保障することが求められています。

コロナ禍の下で医療機関も患者が減り、経営危機に瀕していると言われていています。一方で慢性疾患患者の重症化が危惧されています。こうした状況を改善することが行政に求められています。

市の答弁は、「医師会との意見交換の中で、発熱患者を一カ所に集めての医療提供は過重な負担があるとのことだった。各医療機関で感染予防対策を実施しながら、発熱患者にも対応すると決定された」とのことでした。

医師会に過重な負担をかけることはできません。が、同時に市には「地域医療を守る」立場を貫くことを求めたいと思います。



新型コロナ対策補正予算の特徴は？ 国の交付金限度額は1億8,148万6千円

新型コロナウイルス感染症により多くの国民生活が影響を受ける中で、政府は『新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金』を交付しました。吉川市の交付金の限度額は1億8,148万6千円です。

6月議会の主な議題は、この交付金を活用した新型コロナウイルス対策補正予算でした。特徴をお知らせします。

自殺対策の相談員が 位置づけられました！



今回の補正予算で位置付けられたのは『こころとくらしの相談員』です。コロナ禍の下

で、経済・生活問題などにより悩みを抱えた方やその家族からの相談を受け、心に寄り添い、必要に応じた支援につなげるための事業であり、「自殺対策の観点も含めた相談業務を行う」とされています。

もともと自殺対策の観点からこうした相談員が必要と言われていましたが、これまでは位置づけられてきませんでした。今回、コロナの問題の中でようやく配置されることになりました。

「対策を取らなければ自殺者が出てもおかしくない」と市が認識している、それくらい深刻な状況だという意味だと思います。

市の支援策は？

ひとり親家庭に対して」

★ひとり親家庭等家計応援臨時交付金

1世帯に2万円支給

★ひとり親家庭等家計応援商品券発行交付金

子ども一人当たり5,000円分



市内事業者に対して

★公共交通機関整備改善推進事業

市内バス会社に最大300万円

タクシー会社に最大150万円

★商業活性化推進事業

デリバリー・テイクアウト・ネット販売などの新たな取り組みに対し、上限10万円を支給

★プレミアム付き商品券発行事業

5,000円支払うと6,500円分になる市内で使える商品券24,000冊発行

5月の臨時議会では、市長・副市長・教育長の報酬が減額されました。その理由は、「市民と痛みを分かち合い、信頼関係の構築を図る」「コロナ対策に使う」とのことでした。

しかし今回の補正予算では、三役の給与減額は補正予算に反映していません。が、7月に予定されている臨時議会や9月定例議会でも新たな対策が提案される模様です。今後に期待したいと思います。

GIGAスクール構想に 150,194千円

昨年12月、文科省は『GIGAスクール構想』を打ち出しました。大雑把に言うと、ICTを基盤とした先端技術を活用した教育を進めるということだと思います。政府は当初、2023年度の達成を目標としていましたが、それを前倒しにするとの方針が、今年5月に打ち出されました。

吉川市でもタブレット端末整備のための、通信ネットワーク整備工事費が予算化されました。

一人一台のタブレット端末の必要性を、学校休校中に多くの方が感じたのではないのでしょうか。ただ、子どもの健康や教職員の負担増、タブレットの維持補修費を誰が負担するのか等課題も多いようです。注意して見ていきたいと思えます。

栄小・旭小のトイレが漸く様式化されます。実際の工事は、来年の夏休みです。

性暴力に関する刑法の更なる見直しを！

7月1日、ヒューマン・ライツ・ナウのオンラインイベント「みんなに知ってほしい！性犯罪の今とこれから」に参加しました。

2017年6月、性犯罪に関する刑法が110年ぶりに大幅改定されました。その主な特徴は、以下の通りです。

2017年改正刑法の特徴

- ◆強姦罪⇒強制性交罪等（被害者の性別を問わない）
- ◆厳罰化（強姦罪の法定刑の下限3年⇒5年）
- ◆非親告罪化（被害者の告訴がなくても起訴できる）
- ◆親など、監護者による子どもへの性的虐待を処罰

2017年の改正は、性暴力被害に対して一定の前進があったと思います。しかし、「時効の廃止・撤廃」「暴行・脅迫要件の撤廃または緩和」「性的同意年齢の引き上げ」といった課題が残されました。この時、「3年後に必要なあれば再改正を検討する」とされ、今年がその3年後にあたります。再改正に向けて、議論と期待が高まっています。

離婚した親からの性暴力、 13歳の少女が被害者

親が離婚し、母親と暮らす13歳の少女が性暴力被害に遭いました。加害者は実の父親です。

少女の両親は9年前に離婚し、少女が実父に会ったのは7年ぶりのことでした。一緒に出掛けた帰り道、実父は家の近くまで少女を車で送り、車中でわいせつな行為に及びました。少女は実父の好意の意味がわかりませんでした。が、「パパ、ちゃんと話そうよ」という言葉で抵抗しました。しかし実父はこの言葉を娘の「同意」と受け止め、行為を進めたと言います。



半年ほど後に少女はその行為の意味を知り、警察に相談しました。しかし、父親が問われたのは、単なる「淫行条例違反」の罰金刑でした。実の父親の許しがたい犯罪が罪に問われないのは、何故でしょう。

なぜ、その罪が問われないのか？

日本の刑法では、「性的同意年齢」は13歳とされています。「性的同意年齢」とは、性行為の意味を理解し、その行為をしたいかしたくないか判断できる年齢を指します。この年齢に達しない児童との性行為は全て罪に問われます。年齢に達していれば、「暴行・脅迫」の事実がなければ強制性交罪に問うことはできません。

少女は13歳でした。父親は「暴行・脅迫」は加えていません。「パパ、ちゃんと話そうよ」との娘の言葉を、「同意」と認識したとまで主張しています。

誰が聞いても「そんなバカな！」と思う内容ですが、日本の刑法では罪に問えません。

2017年の改正で「監護者わいせつ罪」が新設されましたが、父親と一緒に暮らしていないことから「監護者」ではないので「監護者わいせつ罪」に当たらないとされました。

13歳の少女に判断は可能か？

日本の義務教育では、身体の発達や性感染症のことは教えていますが、性行為については教えていません。学校で学んでもいない問題について、刑法は「判断できる」としています。これは、大きな矛盾ではないでしょうか。

13歳を性的同意年齢にするというのは、明治時代に設定された年齢です。国連は2008年に日本に対し、この年齢の引き上げを勧告しています。

世界の性的同意年齢

16～18歳 (州によって違う)	アメリカ
16歳	韓国 イギリス カナダ ロシア
15歳	スウェーデン フランス
14歳	ドイツ イタリア 台湾
13歳	日本

性的同意年齢は16歳にするべきではないでしょうか。今年行われる、性暴力に関する刑法の見直しですが、こうした問題の解決へと繋がることを心から期待します。